

河合町認定道路用地等未登記解消事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の認定道路用地等（以下「用地」という。）の未登記を解消し、取得するための事業実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定道路用地等」とは、次の各号のいずれかに該当する道路用地又は水路用地をいう。

- (1) 買入れ又は寄附等により、町が管理すべき土地として合意を得ているもの、また、実態として町が既に管理しているもののうち、所有権移転登記が未了の土地
- (2) 前号に掲げるもののほか、過去の経緯は不明であるが、町が管理すべき土地であると認められ、所有権移転登記が未了の土地

(要件)

第3条 用地は、所有者からの寄附とし、寄附受入は次の各号に掲げるすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 隣接する土地の権利との境界に係る合意が得られ、かつ権利の譲渡ができるもの。
- (2) 道路の敷地については、所有権以外の権利（架空線等に対する地役権を除く。）がないものであること。
- (3) 道路の敷地に不法占拠物件がないこと。
- (4) 道路の敷地をめぐる係争中である等、紛争が未解決のままでないこと。

(費用負担)

第4条 河合町認定道路用地等未登記解消事業（以下「事業」という。）に係る用地の測量や分筆及び所有権移転登記費用等については、町が負担するものとする。

(事前調査)

第5条 用地の所有者は、用地を町に寄附しようとするときは、認定道路用地等の寄附に係る事前調査申請書（様式第1号）に、次に掲げる図書を付して町に申請するものとする。

- (1) 位置図

- (2) 公図
- (3) 登記事項証明書
- (4) 現況写真
- (5) 委任状（申請人が代理人を立てる場合）
- (6) その他町長が必要とする図書

2 町は、申請地が第3条の要件に該当しているかを確認したうえで、申請書添付図書及び既往の資料に基づき、用地であるかを決定するものとする。

3 町は、事前調査の結果を認定道路用地等の寄附に係る事前調査結果通知書（様式第2号）により用地の所有者へ通知するものとする。

（寄附申込等）

第6条 用地所有者は、認定道路用地等の寄附に係る事前調査結果通知書により用地である旨の通知があり、用地を寄附する場合は、認定道路用地等の寄附申込書（様式第3号）に次に掲げる図書を付して、町に申込みものとする。

- (1) 承諾書（様式第4号）
- (2) 認定道路用地等未登記解消事業に係る委任状（様式第5号）
- (3) 印鑑登録証明書（企業においては資格証明書）
- (4) 登記原因証明情報
- (5) その他町長が必要とする書類

（寄附受領等）

第7条 町は、認定道路用地等の寄附申込書により寄附の申込みがあった場合は、申込書一式及び既往資料に基づき受納可能かを判断する。

2 町は、受納可能と判断した場合は、認定道路用地等の受納決定通知書（様式第6号）により申込者に通知するものとする。

3 町は、受納に関する手続きを完了した際は、申込者に認定道路用地等の受納完了通知書（様式第7号）にて通知を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。